

# 令和5年度障害福祉サービス等事業者実地指導の概要

沖縄県中部福祉事務所では、令和5年度に30事業所（48サービス）に対し、障害福祉サービス等事業者への実地指導を実施しました。今年度は22事業所に対し、文書による指摘を行ったところです。身体拘束廃止及び虐待防止の取組みをはじめ、感染症対策、業務継続計画の策定等、事業所を運営する上での取組みが年々増えているところですが、沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等で定める事業者の一般原則である利用者の人権擁護、虐待防止等のため必要となりますのでご理解の上取り組んでくださいますようお願いいたします。

また、今般文書による指摘を受けなかった事業者、実地指導の対象とならなかった事業者についても、厚生労働省ホームページに掲載する改正事項、沖縄県ホームページに掲載する自己点検表や集団指導の資料等を参考に事業所運営に努めてください。

## I 実地指導の実施内容

### (1) 実施時期

令和5年6月～令和6年1月

### (2) 根拠法令

#### ① 障害福祉サービス

障害者の日常生活を総合的に支援する法律第48条

#### ② 障害児通所支援

児童福祉法第21条の5の22

### (3) 対象サービスと実施数

訪問系		訓練・就労系	
居宅介護	3	自立訓練（機能訓練）	0
重度訪問介護	2	自立訓練（生活訓練）	2
同行援護	2	就労移行支援	1
行動援護	0	就労継続支援A型	2
重度障害者等包括支援	-	就労継続支援B型	7
日中活動系		就労定着支援	1
短期入所	0	児童系	
療養介護	0	児童発達支援	9
生活介護	2	医療型児童発達支援	0
居住系		放課後等デイサービス	10
自立生活援助	0	居宅訪問型児童発達支援	0
共同生活援助	6	保育所等訪問支援	1

※ 福祉事務所の実地指導対象外のサービスについては記載を省略

## Ⅱ 法令、運営基準等

### 【法令】

区分	法令	本書における記載
障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)	総合支援法
障害児通所支援	児童福祉法(昭和22年法律第27号)	児童福祉法

### 【人員・設備・運営に関する基準】

区分	法令	本書における記載
障害福祉サービス	沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月30日条例第29号)	者条例
	沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月31日規則第58号)	者条例施行規則
障害児通所支援	沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月30日条例第27号)	児条例
	沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月31日規則第56号)	児条例施行規則

### 【報酬算定基準】

区分	法令	本書における記載
障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)	報酬告示等
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)	
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(H24.3.14厚生労働省告示第122号)	
	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(H24.3.30障発0330第16号)	

### Ⅲ 今年度実地指導における主な指摘事項

今年度実地指導において指摘が多かった事項の順に、指摘事例（口頭での指導事例を含むことがある）、留意事項を以下のとおり掲載します。すべて関係法令、通知等に記載されておりますので、今一度運営するサービスの該当条項、関係通知等をご確認ください。

#### 1 身体拘束等の禁止

##### 《指摘事例》

- ☒ 身体拘束等の適正化を図るための取組について、運営規程に規定しているものの、実際にはいずれの取組（又はいずれかの取組）について実施していなかった。
- ☒ 身体拘束等の適正化を図るための取組について、運営規程に規定しておらず、いずれの取組（又はいずれかの取組）についても実施していなかった。
- ☒ 身体拘束は一切しないという事業所の方針に基づき、身体拘束適正化の取組を実施していなかった。
- ☒ 身体拘束等適正化を図るための対策委員会を実施しているが、実施した記録を残しておらず、実施結果について従業員へ周知されていなかった。

##### 《留意事項》

- 身体拘束等の適正化を図るための措置は以下のとおり。なお、事業所の方針として「身体拘束を一切行わない」と決定されていても必要な措置である。また、運営規程にも当該事項を定める必要がある。
  - ① 身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、その結果を従業員に周知すること
  - ② 身体拘束等適正化のための指針の整備すること
  - ③ 従業員に対して身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施すること
- ※ 以上の措置は、虐待防止の取組と一体となつて行うこともできる。
- 運営上必要な会議については、会議の日時、出席者、議事内容等を記載した実施記録を作成し、従業員と共有しておくこと。
- 利用者や他の利用者の生命、身体を保護するためにやむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の点に留意すること。
  - ① 組織による決定と個別支援計画への記載
  - ② 本人・家族への十分な説明（同意書徴収）
  - ③ 身体拘束の様態、その時間、その際の利用者の身心の状況、緊急やむを得ない理由等の記録
- 実地指導において取組未実施を指摘された場合、実地指導の改善状況報告書提出と併せて以下の対応が必要となる。
  - ① 改善計画（身体拘束等廃止・適正化に係る取組計画）をたて、すみやかに福祉事務所あて報告
  - ② 実地指導の日から3か月後に、①の改善計画に基づく改善状況（身体拘束等廃止・適正化に係る取組実施状況）を福祉事務所あて報告
  - ③ 実地指導の日が属する月の翌月から、②の改善が認められた月までの間、減算を適用すること。
- 上記の改善計画及び改善報告の様式は、県障害福祉課が提示している様式を利用すること（今年度は改善計画は任意様式、改善報告は実地指導の改善状況報告書を以て代替した）。
  - ・ 身体拘束廃止未実施減算（沖縄県障害福祉課ホームページ）

《報酬請求上の注意事項》

- 運営上必要な措置をしていない場合、また、身体拘束を行った際の記録をとっていない場合は、令和5年4月から身体拘束廃止未実施減算（5単位/日）が導入されている。今回指摘を行った事業所についても、措置が実施されるまでの間で減算を指導。
- 令和6年4月以降、身体拘束廃止未実施減算の額が引き上げられる。  
 ※ 居住系は所定単位数の10%減算、訪問・通所系は所定単位数の1%減算

規定（※準用規定は略）	
者条例 第36条の2	1 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。 3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。
者条例施行規則 第5条の3	条例第36条の2第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。 (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
児条例 第45条	※者条例・施行規則と同様のため略

**2 虐待の禁止**

《指摘事例》

- ☒ 虐待防止を図るための取組について、運営規程に規定しているものの、実際にはいずれの取組（又はいずれかの取組）について実施していなかった。
- ☒ 虐待防止のための対策を検討する委員会について、事案発生時に開催すれば足りると誤認しており年1回以上開催していなかった。

《留意事項》

- 虐待防止のための対策を検討する委員会については、虐待事案発生時に限らず、虐待防止のための計画づくりや虐待が起こりやすい職場環境の確認検証等の取組について検討するために開催する必要がある。
- 虐待防止を図るための措置は以下のとおり。また、運営規程にも当該事項を定めておく必要がある。
  - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知すること

- ② 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ ①②の措置を適切に実施するための担当者を置くこと

《報酬請求上の注意事項》

○ 令和6年4月以降、虐待防止措置未実施減算が導入される。

※ 所定単位数の1%減算

規定（※準用規定は略）					
者条例 第41条の2	<p>指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">               者条例施行規則 第5条の4             </td> <td>               条例第41条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。</li> <li>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</li> </ol> </td> </tr> </table>	者条例施行規則 第5条の4	条例第41条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。</li> <li>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</li> </ol>		
者条例施行規則 第5条の4	条例第41条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。</li> <li>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</li> </ol>				
児条例 第46条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</li> <li>2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</li> </ol> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">               児条例施行規則 第9条の4             </td> <td>               ※者施行規則と同様のため略             </td> </tr> </table> <p>【参考】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;">               児童虐待の防止等に関する法律 第2条             </td> <td>               この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</li> <li>(2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</li> <li>(3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。</li> <li>(4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</li> </ol> </td> </tr> </table>	児条例施行規則 第9条の4	※者施行規則と同様のため略	児童虐待の防止等に関する法律 第2条	この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</li> <li>(2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</li> <li>(3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。</li> <li>(4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</li> </ol>
児条例施行規則 第9条の4	※者施行規則と同様のため略				
児童虐待の防止等に関する法律 第2条	この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</li> <li>(2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</li> <li>(3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。</li> <li>(4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</li> </ol>				

### 3 定員の遵守

#### 《指摘事例》

- ☒ 災害、虐待等やむを得ない事情がないにもかかわらず、定員を超過し受け入れている日が多く、定員超過が常態化あるいは常態化に近い状況にあった。

#### 《留意事項》

- 定員超過が常態化している場合は以下の対応を求めているところ。
  - ・ 利用者（児）の利用日数、利用曜日等を調整し、定員超過を解消すること
  - ・ 設備基準及び人員基準を満たしたうえで、事業所の利用定員増を検討すること
- 定員超過利用減算が適用されない範囲内での受け入れであれば、定員超過が許容されているわけではないことに留意すること。
- 「やむを得ない事情」については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A（VOL. 4）問28において、個別の事情ごとに都道府県等において判断してよいと示されている（児童系）。支給決定を行う利用者の在住市町村に確認、調整を行い受け入れること。

#### 《報酬請求上の注意事項》

- サービス種類に応じて、一定数一定期間の定員超過がある場合は、定員超過利用減算が適用される。

規定（※準用規定は略）	
者条例 第71条	指定療養介護事業者は、利用定員を超過して指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ※居宅介護等の訪問系サービスについては定員がないため、当該規定はない。
児条例 第40条	※者条例と同様のため略

### 4 サービスの提供の記録

#### 《指摘事例》

- ☒ サービス提供の記録内容について、定型・画一的な記載が散見され、利用者又は支援者に応じた記録がとられていなかった。
- ☒ サービス提供の記録について、利用者からの確認を受けていなかった（又は確認が漏れている日があった）。

#### 《留意事項》

- 利用者ごとに障害の状態、支援すべき内容は異なるので、利用者の心身の状況を把握した上で、個別支援計画に基づいた支援を行うこと。
- 記録は次回以降のサービス提供の改善、個別支援計画の見直しにも生かすことができるので、具体的な利用状況や支援計画で定めた目標の達成度等を記録すること。
- サービス提供の内容を記録し、利用者（児童の場合は保護者）からその内容について確認を受けること。療養介護、共同生活援助以外のすべてのサービスについて、提供の都度記録をし、確認を受ける必要がある（療養介護、共同生活援助については、後日一括記録も可）。

#### 《報酬請求上の注意事項》

- サービスの提供の記録は、報酬を請求する上での根拠となる書類なので、必ず整備すること。記録がない場合は報酬返納となることがある。

**規定（※準用規定は略）**

者条例 第 20 条	1 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。 2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。
児条例 第 22 条	1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

**5 非常災害対策**

《指摘事例》

- ☒ 火災、地震、津波、その他非常災害に備えた避難訓練を実施していなかった。（新型コロナウイルス感染症流行により訓練を控えていた事業所が多くあった）
- ☒ 避難訓練を行っているものの、実施した記録を残していなかった。

《留意事項》

- 災害時において利用者の安全を確保するため、日常の安全点検や定期的な避難訓練を行うこと。
- 避難訓練の日時、参加者、訓練の内容等を記載した実施記録を作成し、従業員と共有しておくこと。実施記録は、次回実施時に改善できるよう、参加時の利用者の状況等含め参考になるような情報が含まれることが望ましい。

**規定（※準用規定は略）**

者条例 第 72 条	1 指定療養介護事業者は、火災及び台風、大雨、津波等の風水害、土砂災害その他指定療養介護事業所の立地条件等に応じて想定される災害に対し必要な防災設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係期間への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。 2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 ※居宅介護等の訪問系サービスについては、当該規定はない。
児条例 第 41 条	※者条例と同様のため略

**6 契約支給量の報告（入退去の記録の記載等※共同生活援助の場合）**

《指摘事例》

- ☒ 利用者（児保護者）の受給者証に契約事業者等の記載をしていなかった。
- ☒ 利用者の新規契約又は解約時（共同生活援助であれば入退去時）に、利用者の在住市町村へその報告を行っていなかった。

## 《留意事項》

- 新規契約や契約支給量変更の際、また、利用者の支給決定更新の際には利用者の受給者証を必ず確認し、記載事項を記入したうえで利用者へ返却すること。
- 市町村は利用者の契約支給量を管理する必要があるため、事業所は利用者の在住市町村へ受給者証記載事項を報告すること。

規定（※準用規定は略）	
者条例 第 11 条	<ol style="list-style-type: none"><li>1 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（契約支給量）その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。</li><li>2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。</li><li>3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。</li><li>4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。</li></ol>
者条例 第 198 条の 3	<ol style="list-style-type: none"><li>1 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退去に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退去の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。</li><li>2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。</li></ol>
児条例 第 14 条	※者条例と同様のため略

## 7 従業者の配置の基準

### 《指摘事例》

- ☒ 同一法人の複数の児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所（定員 10 名）が合同でサービス提供を行う日（課外活動）において、当該日の利用者に応じた保育士又は児童指導員を配置しており（例；3 事業所の利用者 15 名に対し、3 事業所から人員 4 名の配置）、事業所が最低限配置すべき人員 2 名を配置していなかった。

### 《留意事項》

- 管理者は、配置基準を満たすよう勤務体制に常に気を配り、確認すること。
- 基準人員、加配人員に関わる従業者について、労働条件通知書又は雇用契約書により職種を指定し、配置換え等による変更があった場合はすみやかに労働条件通知書等も交付すること。
- 基準人員、加算対象人員に異動が生じたときは、変更届をすみやかに県障害福祉課あて提出すること。
- 一定期間の実務経験を要する人員（サビ管児発管、児童指導員、その他加算人員等）については当該人員の実務経験の証明書を、また、研修受講を要する人員（サビ管児発管、訪問ヘルパー、その他加算人員等）については研修受講の証明書を備えておくこと。

### 《報酬請求上の注意事項》

- サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、サービス提供人員が基準を満たない場合は、報酬減算の対象となることがある。

## 規定

者条例 第6条ほか	※配置基準はサービス毎に異なるため略、各サービスに対する条項は以下。	
	者条例条項	サービス
	第6条	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 (者条例施行規則第3条)
	第51条	療養介護 (者条例施行規則第9条)
	第80条	生活介護 (者条例施行規則第14条)
	第100条	短期入所 (者条例施行規則第21条)
	第114条	重度障害者等包括支援 (者条例施行規則第25条)
	第143条	自立訓練(機能訓練) (者条例施行規則第32条)
	第153条	自立訓練(生活訓練) (者条例施行規則第38条)
	第163条	就労移行 (者条例施行規則第45条)
	第174条	就労継続支援A型、就労継続支援B型 (者条例施行規則第49条)
	第194条の3	就労定着 (者条例施行規則第55条の2)
第194条の14	自立生活援助 (者条例施行規則第55条の6)	
第196条	共同生活援助 (者条例施行規則第56条)	
児条例 第6条ほか	※配置基準はサービス毎に異なるため略、各サービスに対する条項は以下。	
	者条例条項	サービス
	第6条	児童発達支援 (児条例施行規則第3条)
	第63条	医療型児童発達支援 (児条例施行規則第15条)
	第73条	放課後等デイサービス (児条例施行規則第18条)
	第81条の3	居宅訪問型児童発達支援 (児条例施行規則第21条の2)
第83条	保育所等訪問支援	

## 8 内容及び手続の説明及び同意

### 《指摘事例》

- ☒ 社会福祉法第77条の規定に基づく利用契約書を交付する場合において、契約日や契約開始日等の不備が散見されるほか、利用者によっては利用契約書を締結していなかった。
- ☒ 社会福祉法第77条の規定に基づく利用契約書を交付する場合において、利用契約書の記載

事項（事業者名、サービス提供開始年月日）に誤り又は漏れがあった。

- ☒ 社会福祉法第 77 条の規定に基づく利用契約書を交付する場合において、契約締結日以前にサービス提供開始日が設定されていた。
- ☒ 社会福祉法第 77 条の規定に基づく利用契約書を交付する場合において、利用契約書が製本されておらず内容の差し替えが可能な状態であった。

《留意事項》

- 社会福祉法第 77 条第 1 項に定める記載事項（福祉サービス事業者代表者、事業所所在地、サービス内容、利用料金、サービス提供開始年月日、苦情受付窓口）のほか、サービス利用に必要な情報を記載すること。
- この際契約者は障害福祉サービス等事業者（法人代表者）とすること。 ※管理者名となっている事業所が多数あり。
- サービス内容や利用料金等重要事項の改ざんのおそれ又はその誤解を招くおそれがあるため、製本し、容易に書き換えが可能な状態にしないこと。

規定（※準用規定は略）			
者条例 第 10 条	<p>1 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申し込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第 32 条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。</p> <p><b>【参考】</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;">               社会福祉法                第 77 条             </td> <td> <p>1 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約（厚生労働省令で定めるものを除く。）が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>(1) 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容</p> <p>(3) 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>(4) その他厚生労働省令で定める事項</p> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 2px;"> <p>① 福祉サービスの提供開始年月日</p> <p>② 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口</p> </div> <p>2 社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。</p> </td> </tr> </table>	社会福祉法 第 77 条	<p>1 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約（厚生労働省令で定めるものを除く。）が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>(1) 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容</p> <p>(3) 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>(4) その他厚生労働省令で定める事項</p> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 2px;"> <p>① 福祉サービスの提供開始年月日</p> <p>② 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口</p> </div> <p>2 社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。</p>
社会福祉法 第 77 条	<p>1 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約（厚生労働省令で定めるものを除く。）が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>(1) 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容</p> <p>(3) 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>(4) その他厚生労働省令で定める事項</p> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 2px;"> <p>① 福祉サービスの提供開始年月日</p> <p>② 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口</p> </div> <p>2 社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。</p>		
児条例 第 13 条	※者条例と同様のため略		

## 9 利用者負担額等の受領

### 《指摘事例》

- ☒ 利用者負担額等の受領に際して、口座振替を理由に領収証の交付を行っていなかった。

### 《留意事項》

- 利用者から利用者負担額等を受領した場合は、利用者に対し領収証を交付すること。

規定（※準用規定は略）	
者条例 第 22 条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</li> <li>2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</li> <li>3 指定居宅介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、（指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち）規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。</li> <li>4 指定居宅介護事業者は、前 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。</li> <li>5 指定居宅介護事業者は、第 3 項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。</li> </ol>
児条例 第 51 条	※者条例と同様のため略

## 10 勤務体制の確保等

### 《指摘事例》

- ☒ 従業員の資質向上のための研修受講の機会を設けていなかった。

### 《留意事項》

- 事業所での研修のほか、他機関主催の研修について、シフト等を配慮したうえで受講の機会を設けること。参加できない従業員のために、事業所主催研修はその実施記録、他機関主催研修を受講した従業員は受講記録を整備し、共有すること。
- 運営上実施する必要がある研修（身体拘束廃止、虐待防止、感染症対策等の研修）や非常災害対策等の訓練のほか、利用者への支援方法についての研修が必要であるので、年間の研修等計画を立てておくこと。
- 管理者は、配置基準を満たすよう勤務体制に常に気を配ること。

規定（※準用規定は略）	
者条例 第 34 条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。</li> <li>2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業員によって指定居宅介護を提供しなければならない。</li> <li>3 指定居宅介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</li> <li>4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において</li> </ol>

規定（※準用規定は略）	
	行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
者条例 第 200 条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</li> <li>2 従業者の勤務の体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。</li> <li>3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定協働生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合はこの限りでない。</li> <li>4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</li> <li>5 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</li> <li>6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</li> </ol>
児条例 第 39 条	※者条例と同様のため略

## 11 秘密保持等

### 《指摘事例》

- ☒ 事業所から他関係（支援）機関への情報提供を可とする利用者の同意書を徴していなかった。
- ☒ 従業者の入職時に秘密保持誓約書を徴しているが、退職後の秘密保持までは誓約されていなかった。

### 《留意事項》

- 新規利用契約の際に重要事項説明書と併せて説明し、情報提供の同意書を徴しておくこと。
- 退職者（者条例第 37 条第 2 項における「従業者及び管理者であった者」）についても利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならないので、入職時の秘密保持誓約書のなかに退職後の秘密保持についても定めておくこと。

規定（※準用規定は略）	
者条例 第 37 条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得て</li> </ol>

規定（※準用規定は略）	
	おこななければならない。
児条例 第 48 条	※者条例と同様のため略

## 12 苦情への対応

### 《指摘事例》

- ☒ 苦情受付及びその対応の事例があるものの、内容について記録していなかった。

### 《留意事項》

- 利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合は、苦情の受付日、内容、対応方法等を記録すること。
- 苦情はサービスの質の向上を図る上での重要な情報であることを認識し、その内容等を支援の質の向上につなげること。

規定（※準用規定は略）	
者条例 第 40 条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定居宅会議事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</li> <li>2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</li> <li>3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</li> <li>4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第 11 条第 2 項の規定により知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じて、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</li> <li>5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第 48 条第 1 項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</li> <li>6 指定居宅介護事業者は、知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第 3 項から前項までの改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。</li> <li>7 指定居宅介護事業者は、知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には第 3 項から前項までの改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。</li> <li>8 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。</li> </ol>

**規定（※準用規定は略）**

児条例 第 51 条	※者条例と同様のため略
---------------	-------------

**13 記録の整備**

《指摘事例》

- ☒ 従業者の賃金台帳に記載された勤務日数、勤務時間及び賃金について、実態と不整合があった。

《留意事項》

- サービス提供に係る記録、報酬請求の根拠となる書類、総合支援法や者条例等で規定されている事項の実施記録（各種委員会、研修、訓練等）、他法令で規定されている書類（労働関係等）についても整備し保存しておくこと。内容は正確に。

**規定（※準用規定は略）**

者条例 第 77 条	<p>1 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。</p>
者条例施行規則 第 13 条	<p>条例第 77 条第 2 項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。</p> <p>(1) 条例第 60 条第 1 項に規定する療養介護計画</p> <p>(2) 条例第 55 条第 1 項に規定するサービスの提供の記録</p> <p>(3) 条例第 67 条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 条例第 78 条において準用する条例第 36 条の 2 第 2 項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>(5) 条例第 78 条において準用する条例第 40 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 条例第 78 条において準用する条例第 41 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>
児条例 第 55 条	※者条例・施行規則と同様のため略

**14 基本報酬・各種加算**

《指摘事例》

- ☒ [欠席時対応加算] 3日（以上）前の欠席連絡があった者（児童）についても欠席時対応加算を算定していた（要件は2日前までの連絡）。
- ☒ [欠席時対応加算] 支援記録に欠席の理由のみ記載しており、体調確認、相談助言等について記録されていなかった。
- ☒ [目標工賃達成指導員加算] 配置された目標工賃達成指導員が非常勤の職員1名で、算定の要件（常勤換算で1）を満たしていなかった。
- ☒ [就労継続支援B型支援サービス費I] 報酬算定の要件である工賃向上計画を作成していな

かった。

- ☒ [処遇改善加算] 処遇改善加算相当額について、支給対象職員以外の者へ手当として支給を行っていた。
- ☒ [処遇改善加算] 処遇改善加算相当額について、支給方法等を従業者へ十分に説明しておらず、手当として支給されていなかった。
- ☒ [処遇改善加算] 処遇改善加算相当額について、支給対象従業者への手当支給が一部期間漏れていた。
- ☒ [処遇改善加算] 管理者を含めた従業者の賃金について、常勤非常勤を問わず処遇改善加算等の金額に相当する手当を含めた支給額が沖縄県の最低賃金と同等又は若干上回る程度であった。(違法ではないが、当該制度の趣旨から最低賃金以上の基本給に加えて加算等の金額に相当する手当の支給が求められているところ、趣旨を理解したうえで基本給の引き上げを検討するよう指摘を行った)

#### 《留意事項》

- 毎月請求時には、報酬告示等に記載される加算の要件を確認したうえで請求を行うこと。
- 人員に変更が生じた場合も、算定要件を確認しすみやかに届け出ること。
- 年度当初に届け出た処遇改善計画に従い、従業者の処遇改善を行うこと。また、計画に変更が生じた場合は変更届が必要(変更の内容によっては実績報告と同時期で可)となるので留意すること。

## 15 業務管理体制整備に関する事項の届出書

#### 《指摘事例》

- ☒ 法人において業務管理体制整備に関する事項の届出書を県知事あて提出していなかった。

#### 《留意事項》

- 障害福祉サービス等事業者には法令遵守の義務が確保されるよう業務管理体制の整備が義務付けられており、当該整備事項について都道府県知事等に届け出る必要がある。
- 業務管理体制の整備については、厚生労働省のホームページに詳細が掲載されているので参照すること。
  - ・ 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出(厚生労働省ホームページ掲載)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/kanris\\_eibi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kanris_eibi/index.html)

#### 規定(※準用規定は略)

総合支援法  
第51条の2

- 1 指定事業者等は、第42条第3項に規定する義務の履行が確保されるよう、主務省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。
- 2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、主務省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。
  - (1) 次号から第4号までに掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事
  - (2) 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に所在する指定事業者等 指定都市の長
  - (3) 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の区域に所在する指定事業者等 中核市の長
  - (4) 当該指定に係る事業所若しくは施設が2以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等(のぞみの園の設置者を除く。第4項、次条第2項及び第3項並びに第51条の4

規定（※準用規定は略）

	<p>第5項において同じ。)又はのぞみの園の設置者 主務大臣</p> <p>3 前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変更があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした主務大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長（以下この款において「主務大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>4 第2項の規定による届出をした指定事業者等は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした主務大臣等以外の主務大臣等に届出を行うときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした主務大臣等にも届け出なければならない。</p> <p>5 主務大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。</p> <p><b>【参考】</b></p> <table border="1" data-bbox="453 678 1425 880"> <tr> <td data-bbox="453 678 708 880"> <p>総合支援法 第42条</p> </td> <td data-bbox="708 678 1425 880"> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p> </td> </tr> </table>	<p>総合支援法 第42条</p>	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p>
<p>総合支援法 第42条</p>	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p>		
<p>児童福祉法 第24条の38</p>	<p>※総合支援法と同様のため省略</p>		

## IV その他の留意事項

Ⅲに挙げた指摘事例以外に、令和5年度末で経過措置が終了する事項を列挙します。令和5年度の実地指導時に確認したところ、未実施又は策定中の事業所が多かったため、早急に整備されたい。なお、未実施減算が適用される事項もあるため留意してください。

また、令和6年度には報酬改定のほか、指定基準（者条例、児条例）の改正、総合支援法等の改正が予定されているため、厚生労働省のホームページで改正事項等の詳細を確認し、義務化される事項については確実に実施してください。

### 令和6年度以降義務化される事項（令和5年度末で経過措置が終了）

#### 1 業務継続計画の策定等

- 感染症、災害等の発生により人員の配置やライフラインに不測の事態が生じた場合でも、最低限のサービス提供が維持できるよう、平時から緊急時の人員の招集方法や飲料水等の衛生用品、冷暖房設備の燃料等の確保策を定め、訓練等を実施する必要がある。
- 全ての障害福祉サービス等事業者は、以下を実施することが義務付けられる。
  - ① 感染症に係る業務継続計画、非常災害に係る業務継続計画の策定（見直し含む）
  - ② 従業者に対する業務継続計画の周知
  - ③ 従業者に対する研修及び訓練の定期的な実施
- 業務継続計画の策定については、厚生労働省が策定ガイドラインを示しているので、参照すること。
  - ・ 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省ホームページ掲載）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)
  - ・ 感染症対策マニュアル・業務継続ガイドライン等（厚生労働省ホームページ掲載）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)
- **令和6年4月以降、業務継続計画未策定減算が導入される。**
  - ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」を策定済みの場合は、減算適用しない。また、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められない一部サービスについては、令和7年3月31日までの間は減算適用しない。

#### 規定（※準用規定は略）

者条例  
第34条の2

- 1 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ※経過措置（～R6.3.31）の間、下線部は「講ずるよう努めなければ」
- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ※経過措置（～R6.3.31）の間、下線部は「実施するよう努めなければ」
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 ※経過措置（～R6.3.31）の間、下線部は「行うよう努めなければ」

規定（※準用規定は略）

<p>児条例 第 39 条の 2</p>	<p>1 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。※経過措置（～R6.3.31）の間、下線部は「<u>講ずるよう努めなければ</u>」</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ※経過措置（～R6.3.31）の間、下線部は「<u>実施するよう努めなければ</u>」</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。※経過措置（～R6.3.31）の間、下線部は「<u>行うよう努めなければ</u>」</p>
--------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 衛生管理等（感染症まん延防止）

- 全ての障害福祉サービス等事業者は、以下実施することが義務付けられる。
  - ① 対策検討委員会を開催し（おおむね3月に1回以上）、その結果を従業者に周知
  - ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
  - ③ 従業者に対する研修及び訓練の定期的な実施
- 感染症対策指針の策定については、厚生労働省が手引きを示しているので、参照すること。
  - ・ 感染症対策マニュアル・業務継続ガイドライン等（厚生労働省ホームページ掲載）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

規定（※準用規定は略）

<p>者条例 第 92 条</p> <p>※訪問系は第 35 条 第 3 項</p>	<p>1 略</p> <p>2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。※経過措置（～R6.3.31）の間、下線部は「<u>講ずるよう努めなければ</u>」</p> <table border="1" data-bbox="446 1276 1430 1803"> <tr> <td data-bbox="446 1276 702 1433"> <p>者条例規則 第 16 条の 2</p> <p>※訪問系は第 5 条の 2</p> </td> <td data-bbox="710 1276 1430 1803"> <p>条例第 92 条第 2 項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p> </td> </tr> </table>	<p>者条例規則 第 16 条の 2</p> <p>※訪問系は第 5 条の 2</p>	<p>条例第 92 条第 2 項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p>
<p>者条例規則 第 16 条の 2</p> <p>※訪問系は第 5 条の 2</p>	<p>条例第 92 条第 2 項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p>		
<p>児条例 第 42 条</p>	<p>※者条例・施行規則と同様のため略</p>		

### 3 障害児通所支援の安全計画・所在確認

- 指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所は、以下実施することが義務付けられている。
  - ① 安全計画の策定（見直し含む）
  - ② 従業者に対する周知並びに研修及び訓練の定期的な実施
  - ③ 保護者に対する安全計画に基づく取組の内容の周知
- 当該安全確保のための取組については、厚生労働省発出の事務連絡を参照すること。
  - ・ 障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等（沖縄県障害福祉課ホームページ）  
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/shogaifukushi/1007022/1018749/1022881.html>
- また、3列以上有する送迎用車両について児童の見落とし防止装置（ブザー等）設置や児童の所在確認も求められている（児条例第41条の3に規定、ここでは略）

#### 規定（※準用規定は略）

児条例  
第41条の2

- 1 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ※経過措置（～R6.3.31）の間、下線部は「講ずるよう努めなければ」
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 ※経過措置（～R6.3.31）の間、下線部は「実施するよう努めなければ」
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 ※経過措置（～R6.3.31）の間、下線部は「周知するよう努めなければ」
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

#### 指定基準が改正等されるもの（者条例・児条例の改定が予定されるもの）

令和6年度以降の指定基準その他の改正、報酬改定については、厚生労働省のホームページに掲載される資料をご確認ください。

- ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

#### 1 総合支援法等の改正事項

- 都道府県による障害福祉サービス等情報の報告に係る確認 ※報告未実施減算あり

#### 2 指定基準の改正（主なもの）

- 個別支援計画の共有
- 本人の意向を踏まえたサービス提供
- 意思決定支援の推進（児童系を除く全てのサービス）
- 地域連携推進会議の設置等（共同生活援助） ※経過措置あり
- 事業所の支援プログラムの作成及び公表（児童系） ※経過措置あり